

# 付加保険料の納付のご案内

## 年金だより



国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

【定額保険料】令和7年度：月額17,510円

### 1. 納めることができる方

国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）

### 2. 付加保険料の月額

400円



### 3. お申し込み先

市区役所及び町村役場の窓口

### 4. 付加年金額

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりとなります。

$200円 \times 480\text{ヵ月}(40年) = 96,000円(年額)$  が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。

(毎月の定額保険料(令和7年度：17,510円)を40年間納めた場合の老齢基礎年金額→  
 $831,700円 + 96,000円 = 927,700円(年額)$ )

※なお、付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

### 5. 納めていただく際、次の点に注意してください。

1. 付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。
2. 付加保険料の納期限は、翌月末日(納期限)と定められております。
3. 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
4. 付加保険料を納めている方が付加保険料の納付を止める場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
5. 国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。
6. 月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。

詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課住民係(35-2124)へお問い合わせください。

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505旭川市宮下通り2-1954-2 Tel：0166-25-5606（自動音声案内）